

令和3年1月 14 日

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正（案）

新	旧
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	投資信託財産の評価及び計理等に関する規則
第1条～第2条 (組入資産の評価の原則) 第3条 組入資産の評価に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。 (1) 組入資産の評価は、原則として、 <u>時価の算定に関する会計基準に則り、時価（算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。）により行うこと。</u> (2) 組入資産の評価に当たっては、継続性を原則とすること。 (3) <u>組入資産の評価に当たり、第三者から提供された価格を用いる場合には、当該価格を評価に用いることについての妥当性、合理性等について、定期的に継続して社内で検証すること。又、委託会社は検証するために必要な社内体制を整備すること。</u> (4) <u>組入資産の評価に当たり、本規則各条で定める規定に拠り難いと委託会社が判断した場合には、時価の算定に関する会計基準に則り、委託会社が適切と判断した価格で評価すること。ただし、この場合、当該判断に至った経緯や価格の算定方法、社内での手続き等について事跡を文書（電子ファイルを含む）にて作成し、10年間保存すること。</u>	第1条～第2条 (同 左) (組入資産の評価の原則) 第3条 組入資産の評価に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。 (1) 組入資産の評価は、原則として時価（ <u>取引所若しくは店頭市場において売り手と買い手による自発的な取引又は取引の意思によって、公正に形成されたと認められる価格をいう。）により行うこと。</u> (2) 組入資産の評価に当たっては、継続性を原則とすること。 <u>(新 設)</u>
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和3年4月1日より実施する</u>	<u>(新 設)</u>